第百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中）	訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録等の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等）	害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）
	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中）	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等（対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等（非電磁的事件記録の閲覧等（同法第三十五条第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録の記録（同法第三十六条第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供）	対象債権者集会決議関連事件（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件）
第百三十三条の二第一項から第三項まで、第百三十三条の三第一項及び第百三十三条の四第二項	訴訟記録等の閲覧等	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等中	対象債権者集会決議関連事件の記録中	対象債権者集会決議関連事件の記録中
第百三十三条の二第五項	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）	電磁的事件記録	電磁的事件記録
第百三十三条の二第六項	電磁的訴訟記録等	電磁的事件記録	電磁的事件記録
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係参加人は、対象債権者集会決議関連事件の記録	当事者又は利害関係参加人
第百三十三条の四第二項	当事者	対象債権者集会決議関連事件の記録の存する	対象債権者集会決議関連事件の記録の存する
第百三十三条の四第七項	訴訟記録等の存する	当事者若しくは利害関係参加人	当事者若しくは利害関係参加人

（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における指定確認調査機関による意見の陳述）

第四十二条　裁判所は、必要があると認めるときは、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続において、指定確認調査機関に対して、意見の陳述を求めることができる。

（非訟事件手続法の適用関係）

第四十三条　非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第三十二条から第三十二条の三まで、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第五十七条第二項第二号の規定は、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続には、適用しない。

2　対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第四十条第一項」とする。

（担保仮登記の取扱い）

第四十四条　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記（同法第十四条（同法第二十条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する担保仮登記を除く。）に係る権利は、この章の規定の適用については、抵当権とみなす。

2　仮登記担保契約に関する法律第十四条に規定する担保仮登記は、この章に定める手続においては、その効力を有しない。

（最高裁判所規則及び経済産業省令への委任）

第四十五条　この章に定めるもののほか、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続に関し必要な事項は最高裁判所規則で、その他この章に定める手続に関し必要な事項は経済産業省令で、それぞれ定める。

第三章　指定確認調査機関

第一節　総則

（対象債権者集会関連業務を行う者の指定等）

第四十六条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申請により、対象債権者集会関連業務（第三条第一項の確認及び第十五条第一項の調査その他対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務並びに次章の規定による業務並びにこれらに付随する業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。

二　第六十条第一項の規定によりこの項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　心身の故障のため対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者